



◆ NEWS ◆ 東京電力(株)福島第一原子力発電所4号機原子炉建屋の健全性についての情報を取りまとめた公表しました(05/17)

政府・東京電力中長期対策会議は5月17日、東京電力(株)福島第一原子力発電所4号機原子炉建屋の健全性について、これまでに実施した各種の確認結果を取りまとめ、公表しました。

4号機原子炉は、水素爆発により建屋の上部が損傷しており、また、使用済燃料プールに多数の使用済燃料が貯蔵されていることもあり、建屋の健全性について心配する声があったことから、あらためてこれまでの情報や確認した内容を取りまとめたものです。

(概要)

■燃料等の状況

原子炉内0体、使用済燃料プール内1535体
※震災発生時は定期検査中でした。

■余震に対する耐震性を確認

- 1) 水素爆発による損傷を考慮した解析モデルを用いて評価を行った結果、震災と同程度の地震(震度6強)が発生しても原子炉建屋全体が十分な耐震安全性を有していることを確認しました。
- 2) 建屋の損傷や水が高温になった影響を考慮した解析モデルにより、使用済燃料プールの壁や床の部材の強度が十分であることを確認しました。

※使用済燃料プールからの水漏れや周辺の壁の損傷は確認されていません。

■使用済燃料プールの底部を補強

使用済燃料プールの壁や床の強度が十分であることは確認しているものの、さらに、鋼製支柱の設置後、コンクリート壁を構築して、耐震余裕度を20%以上向上させました。

■建屋が傾いていないことを確認

水面が常に水平であることを利用して、5階床面と「原子炉ウェル(原子炉につながる水の入ったプール)」及び「使用済燃料プール」の水面との距離をそれぞれ4隅(合計8箇所)で測定、ほぼ測定値が同じであることから、床面と水面は平行であり、建屋が傾いていないことを確認しました。

このほか、定期的な点検方法、政府による視察確認などが写真や図を用いて解説されているほか、4月17日に工事に着手した燃料取り出し用カバーなどについても説明されています。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所各号機の現状の原子炉建屋の耐震安全性については、本年2月16日に取りまとめた中間報告書においても、耐震安全性が確保できないおそれのある箇所は無かったと評価されています。

詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

(4号機原子炉建屋の健全性)

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20120516_01.html

(建築物・構造に関する意見聴取会報告書)

<http://www.meti.go.jp/press/2011/02/20120216003/20120216003.html>

◆ NEWS ◆ 国が除染する地域の詳細モニタリング結果を公表(05/17)

環境省は5月17日、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染を実施する地域について、昨年11月に開始した詳細モニタリングの測定結果を公表しました。

今回の結果は、同法に基づく除染実施計画の策定や除染事業の実施のための基礎資料として活用する予定です。

(概要)

- ・実施期間：平成23年11月～平成24年4月
- ・調査範囲：警戒区域及び計画的避難区域（11市町村）
※空間線量率が年間20ミリシーベルト、50ミリシーベルトに相当する地域のほか、より空間線量率が低い地域（年間1～10ミリシーベルト）も調査
- ・実施体制：環境省指揮・監督のもと、以下の方法によりモニタリングを実施
 - 1) 自動車による走行モニタリング
 - 2) 無人ヘリコプターによる測定
 - 3) 測定員による測定（100メートルメッシュ（四方）ごと）
- ・調査結果：100メートルメッシュを単位として、地図に空間線量率で色分けして公表

調査結果の詳細等は環境省ホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15234>

◆おしらせ◆ 「復興食イベント・フード&アクティブキャンプ」を実施!!
～6月から国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然の家で開催決定～

文部科学省、農林水産省、独立行政法人国立青少年教育振興機構、復興音楽祭実行委員会、社団法人日本フードサービス協会は、東日本大震災で、様々な影響を受けた子ども達の心身のリフレッシュを図るとともに、「食」への理解を深めるため、「復興食イベント・フード&アクティブキャンプ」を開催します。

福島県内での開催は次の通りです。ぜひご参加下さい。

- 国立磐梯青少年交流の家（福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原 7136-1）
 - 第1回 6月16日（土）～17日（日）
 - 第2回 7月14日（土）～15日（日）
 - 第3回 9月22日（土）～23日（日）
 - 第4回 11月 3日（土）～ 4日（日）
- 国立那須甲子青少年自然の家（福島県西白河郡西郷村大字真船字村火 6-1）
 - 第1回 6月30日（土）～7月 1日（日）
 - 第2回 9月 1日（土）～ 2日（日）
 - 第3回 10月27日（土）～ 28日（日）
 - 第4回 11月23日（金）～ 24日（土）

○対 象：福島県内在住の幼児又は小学生を含む家族 各回40名程度

○参加費：無料

○申込み：

始めに電話にてお申し込み下さい。参加決定後、参加申込書入手して必要事項をご記入の上、郵送、FAX、Eメールいずれかでお申し込み下さい。

- ・申込期間：平成24年5月25日（金）13時～（夜間は17時まで）
- ・参加決定：先着順です。参加決定した方のみ、後日通知をします。
- ・問い合わせ：

国立磐梯青少年交流の家（電話 0242-62-2530）

国立那須甲子青少年自然の家（電話 0248-36-2331）

※問い合わせは9時から17時までです。参加決定に関する問い合わせはご遠慮下さい。

詳細につきましては、国立青少年教育振興機構ホームページをご覧ください。

<http://www.niye.go.jp/files/items/221/File/fukkoucamp-gaiyou.pdf>

◆おしらせ◆ 避難解除区域における個人事業者及び法人に対する課税の特例について

福島復興再生特別措置法に基づく避難解除区域における課税の特例について、福島県知事の確認に係る申請手続に関する情報を復興庁のホームページに掲載しています。

(課税の特例の内容)

- 事業用設備等への投資（県による確認が必要）
 - ・機械又は装置：即時償却又は取得価格の税額控除（解除の日から5年間）
 - ・建物：取得価格の特別償却又は税額控除（解除の日から5年間）
 - 雇用促進（県による確認が必要）
 - ・被災被用者に対する給与等支給額の税額控除率※を20%に嵩上げ（確認を受けた日から5年間）
- ※復興特区法では10%

(注) 避難解除区域：原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示の対象となった区域のうち、避難指示がすべて解除された区域。

詳しくは復興庁ホームページをご覧ください。

(申請書やQ&A等を掲載しています。)

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/05/000783.html>

★☆「ふれあいニュースレター」バックナンバー(PDF版)のご案内☆☆

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]